

2026.1.6現在

	事業名	内容	
		Q u e s t i o n	A n s w e r
1	国スポ候補選手強化事業	貸布団、シーツ代、高熱水費は分担金の対象経費となりますか？	分担金の対象経費とすることができます。 貸布団、シーツ代、高熱水費の業者発行の領収書を提出してください。 「宿泊費」に計上してください。
2	全事業	往復の交通+宿泊のパックを合宿で利用する場合、どのように取り扱えばよいでしょうか？	パック料金であっても、交通費と宿泊費で分けて計上する必要があります。 旅行代理店等の発注先に、交通費と宿泊費を分けて内訳明細書の作成が可能か問合せください。 不明な場合や明細書の作成が不可の場合は、どちらかは正規料金を充て、残金をもう一方に充ててください。また、それに充てた金額がわかるように余白に記入をお願いします。 (例) 交通費（利用区間の正規料金）、宿泊費（総額から交通費を差引いた額）
3	全事業	1人あたり1,100円を超える昼食を購入した場合、1,100円までを分担金の対象経費とすることはできますか？	分担金の対象とすることができます。 1,100円を超えた部分については対象外となり、競技団体等負担金として計上してください。
4	国スポ候補選手強化事業	ラケットに貼るラバーは対象に出来ますか。また、ラケット破損時は保証はありますか。	個人所有のラケットへ貼るラバーは、個人の所有物になるため、分担金の対象外です。 ラケットの破損についても同様です。
5	国スポ候補選手強化事業	京都府にて合宿を計画中です。 監督が自身の教職員大会に出場のため、大会会場（鳥取県）から京都府に移動します。鳥取-京都間の交通費は分担金の対象になりますか。	大会への交通費の補助金がないとのことであれば、支出は可能です。 ただし、出場する大会のプログラムのコピー等を添付し、余白に理由を記載してください。
6	指導者育成・スポーツ専門人材活用事業	振込手数料は対象となるか。またどこに計上すれば良いか。	振込手数料は対象となります。 “その他”に計上してください。
7	国体候補選手強化事業	戦力分析スタッフ（アナリスト）が使用するビデオカメラは対象にできますか。	競技に直接関わるものではないこと、また他事業で流用できてしまうため、対象外となります。
8	オリンピック等日本代表候補選手強化事業	サプリメントの内容はどのようなものが対象になりますか。 また、整腸剤は対象ですか？	プロテイン、エネルギーゼリー、ビタミン剤（ビタミン、ミネラル、アミノ酸など）など口から摂取するものは対象。 ※昼食弁当やオリンピック事業においては医薬品は対象外。 (整腸剤は医薬品となるため対象外。)
9	国スポ候補選手強化事業	借上げバスの運転手の宿泊費（夕朝食を含む）は対象にできますか。	分担金の対象にはできません。 領収書内に入っている場合は、余白にメモでわかるように提出してください。
10	ジュニア選手育成・強化事業	全日本ジュニア選手権は対象になりますか。 (参加料・交通費・宿泊費)	個人への支援であれば対象となります。 学校が負担したものにあてた場合は対象外となります。
11	オリンピック等日本代表候補選手強化事業	ユニバーシアード大会への派遣は対象になりますか。	個人負担金等なら対象となります。 ただし、JOC等の補助金と重複しないようご注意ください。
12	オリンピック等日本代表候補選手強化事業	10月に開催のU-23国際大会出場の選手が9月に渡米するが、対象にできるか。	東京都所属の選手であれば、対象となります。 なお、選出にあたっては、公平性の観点から、競技団体内で承認を得るようにしてください。
13	国スポ候補選手強化事業	新幹線利用時、区間がわかるように切符を添付する必要があるが、全員分添付したほうがよいか。	できる限り全員分の添付をお願いします。
14	オリンピック等日本代表候補選手強化事業	現地で空港→ホテル間のバス代を支払ったが、対象となるか。 (ドルで支払い)	原則国内業者の領収書が対象となります。 ※日本円換算した金額が記載されていれば対象となる場合があります。
15	ジュニア選手育成・強化事業	宿泊を伴う大会で、インフルエンザ罹患により1泊のみで帰京した。1泊分の宿泊費と交通費は計上していいか。	可能です。その旨メモ書きをお願いします。
16	ジュニア選手育成・強化事業	講師による強化練習を神奈川県にある施設を貸し切って実施しましたが、施設側からの請求書にある項目名が添付のとおり「施設貸出費」となっております。	項目名としては問題ございませんが、請求書単独では書類として認められませんので、領収書の原本の提出をお願いいたします。 (領収書に項目名の記載がない場合は、請求書や内訳書等で内訳がわかるように併せて提出をお願いすることもあります。)
17	オリンピック等日本代表候補選手強化事業	私立の学校から補助が出ていても、こちらの分担金を支給しても問題ないですか？	当方へ提出いただくものはございません。ただ、監査等で求められた場合、証明が必要になる場合がありますので、 その際は学校の補助分の領収書も取っておいてください。 学校から出ている補助と科目が重複しないようにしてください (例えば、競技力向上事業からは交通費、学校からの補助は宿泊費を充当するなど。)。
18	国スポ候補選手強化事業	自家用車で運搬した場合、出発時に満タンであれば問題ないのですがそうでない場合が大半です。 その場合ガソリン代の領収書はどのように扱えばいいですか。	競技運搬に伴う自家用車のガソリン代は「使用料・借上料」で計上してください。 領収書の提出もお願いいたします。

2026.1.6現在

	事業名	内容	
		Q u e s t i o n	A n s w e r
19	ジュニア選手育成・強化事業	全国大会へ江戸川区のチーム28名の派遣事業で検討中。区から20名分補助が出る。残り8名を本事業に充てられるか。	可能。重複のないよう、分けて報告してください。
20	指導者育成・スポーツ専門人材活用事業	特別指導者への謝金を支出する場合、事前にTSPOに申請する必要はあるか。	不要です。
21		個人領収書の印はシャチハタでも良いか。	特に指定しておりませんので、構いません。
22	国スポ候補選手強化事業	航空券料金は交通費、手数料はその他で計上するべきか。	両方「交通費」の欄で構いません。
23	国スポ候補選手強化事業	宿泊費と交通費(新幹線代)を旅行業者に委託して手配する予定。その際の領収書はどのようにしたらよいか。(切符を人数分入手できなかつた場合。)	利用区間、単価、人数の明細を添付してください。
24	ジュニア選手育成・強化事業	他県を招いての対外試合を行う際、審判の謝金は対象となるか。	対象となります。 その際の上限は一般指導者と同額（7000円/1日）となります（令和7年度度からは@10,000円）。
25	指導者育成・スポーツ専門人材活用事業	他県から講師を招いて事業を実施する。その際、特急券の領収書は券売機から出力できるもので良いのか。	そちらで問題ございません。
26	全般	関プロ・国スポ期間中に、選手の大会参加料をオリンピック候補選手強化事業から支出して分担金の対象とすれば、指導者の交通費・宿泊費などをオリンピック候補選手強化事業の対象経費とすることは可能でしょうか？ 輝け未来アスリート事業についても同様でしょうか？	競技力向上事業全体での基本的な考え方ですが、関プロ・国スポ参加の支援費用については対象としておりません。 例外としては、指導者育成・人材活用事業で、国スポの支援コーチ以外（国スポ派遣費の対象となっていない指導者）を認めているケースがあります。今回のお問い合わせのように、選手が関プロ・国スポ大会に係る費用を充て、指導者の交通費・宿泊費を分担金対象とすることはできません。 また、輝け未来アスリート事業については、個人への支援を趣旨とする新規事業となりますので、対象となります（ただし、関プロ・国スポ大会参加料は除く）。
27	全般	ポイントでの支払いは対象となりますか。	貯めたポイント（例：楽天ポイント）で支払った分は分担金対象外となります。→令和7年度より、ポイント付与分は1ポイントにつき1円が対象外となります。
28	全般	スポーツ安全保険（年間を通じたスポーツ活動をカバーする保険）は対象となりますか。	今年度より全事業において傷害保険料が分担金の対象となりましたが、事業毎に保障されるものを前提としています。例えば、事業1で5日間の合同練習会、事業2で30日間の強化練習会、事業3で3日間の大会参加のように、事業毎にスポット的に加入していただく保険が対象となります。
29	全般	クレジットカード決済について、領収書に「クレジットカード決済」と記載はあるが、売上票・利用票の提出は必須でしょうか。	「カードで支払ったことがわかる書類」として適用されますので、他の書類の提出の必要はございません。
30	全般	前年度（～3月）に施設予約し、使用料を支払った場合、事業実施年度（4月以降）の支払いとして分担金を認めてもらえないか。	対象となります。 (施設側へ確約書（支払い延期依頼）等を提出し、事業実施年度の支払いを認めてもらえるケースがあるようです。)
31		バスの借り上げ代金をオリンピック事業と輝け未来アスリート事業のそれぞれで分担金対象とすることは可能か。（例：バス代金の全経費100万円を未来アスリート事業で上限20万円、オリンピック事業で上限20万円）	輝け未来アスリート事業については個人への支援を目的としていますので、個人がバスを借り上げたこと証明することは難しいと想定されます。今回のケースは、全日本大学選手権大会という、大学としてバスの借上をされる場合も同様かと思われます。従いまして、今回のケースはオリンピック事業のみ対象となります。
32	オリンピック等日本代表候補選手強化事業	オリンピック事業の競技用消耗品費では、サプリメントのみの対象となっているが、①スポーツドリンクや、②栄養補給バー(カロリーメイト等)は対象になるか。	プロテイン、ビタミン剤（ビタミン、ミネラル、アミノ酸など）など口から摂取するものが対象です。カロリーメイトのような栄養補給バー、ゼリータイプも含まれますが、①の飲料タイプは水分補給の製品と区別が難しいため、対象外となります。